

神戸大学大学院医学系研究科医学研究員受入れ内規

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）における学術研究の地域との交流の推進、連携強化を図るため、本研究科において講座等における課題研究についての他の機関等からの協力者（以下「医学研究員」という。）の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(受入れ許可)

第2条 医学研究員の受入れは、教授会の議を経て、研究科長がこれを許可する。

(資格)

第3条 医学研究員となることができる者は、学術研究の地域との交流推進、連携強化を図る上で適当と認められる者であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本研究科の教授、准教授、講師又は助教と同等の資格があると認められる者
- (2) 原則として本研究科における研究従事期間が引き続き1か月以上の者

(受入れ期間)

第4条 医学研究員の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、必要がある場合には、その期間を延長することができる。

(受入れ期間変更報告)

第5条 医学研究員を受け入れた教育研究分野長は、課題研究の終了等による受入期間に変更が生じたときは、その旨研究科長に報告するものとする。

(受入れ手続)

第6条 医学研究員を受け入れようとする教育研究分野長は、その候補者について所定の医学研究員受入申請書を研究科長に提出するものとする。

(研究方法)

第7条 医学研究員は、課題研究における研究代表者の指示に従って研究に従事するものとする。

(諸規則の遵守)

第8条 医学研究員は、本学の諸規則を守らなければならない。

(受入れ許可の取消し)

第9条 研究科長は、医学研究員が第7条又は前条の規定に違反し、又は協力研究員としてふさわしくない行為があったときは、受入れ許可を取り消すことができる。

(受入れに係る経費)

第10条 医学研究員の教育研究分野における研究に係る経費は、医学研究員を受け入れた教育研究分野が負担するものとする。

(事故等への対応)

第11条 医学研究員が教育研究分野における研究に従事中に人身事故等に遭遇した場合は、大学として特に重大な過失がない限りは、医学研究員が所属する機関が従業員に適用する補償制度で対応するものとする。

2 医学研究員が国の財産に重大な損害を与えた場合は、その代償の義務を負うものとする。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、医学研究員の受入れに関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。